



JCSS登録申請書類作成のための手引き

(第7版)

平成19年4月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

はじめに	3
登録申請関係の書類について	3
.登録申請書類の構成及び書き方について	3
.申請書の書き方	6
1.申請書様式	6
2. 申請書の記載事項	6
2.1 申請者の名称及び代表者の氏名	6
2.2 登録を受けようとする事業の範囲	6
2.3 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	6
.添付書類の書き方	10
1.添付書類の全体構成と作成方法について	10
2.添付書類の記載事項について	10
.誓約書の提出について	14
.登録免許税の納付証明書について	14
.登録申請中の変更届について	14
.登録更新申請について	14

JCSS登録申請書類作成のための手引き

はじめに

この手引き書は、計量法校正事業者登録制度（以下「JCSS」という）の登録を受けようとする校正事業者が、計量法施行規則（以下「施行規則」という）第91条に基づいて登録申請用の書類を作成するときの指針となる文書です。この手引き書の内容は、施行規則の要求事項を超えるものではありませんが、JCSSの国際統合化による要求事項の明確化が反映されており、申請校正事業者がJCSS登録の一般要求事項に基づき構築したマネジメントシステム文書を最大限有効に活用して申請書類を作成できるように解説しています。

登録申請関係の書類について

.登録申請書類の構成及び書き方について

1.申請に必要な書類の構成及び作成

登録申請に必要な書類は表 1-1のとおりです。それらの構成は以下のようになっています。

- (1)登録申請書（施行規則様式第81）
- (2)計量法施行規則第91条で規定された添付書類
- (3)誓約書（計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について）

(1)及び(2)については正本1部、写し3部をご提出ください。申請に必要な書類は、原則として、A4版で作成してください。添付書類には、例えば表 1-1に示す添付書類番号を附したタグをつける等により識別するものとし、添付書類の一覧を示したリスト(インデックス)を添付書類の先頭頁に付けてください。

なお、登録申請時又は登録後、認定国際基準対応サービスを希望する標準物質生産者は同サービス申し込み時に表 1-1に示す書類の他、表1-2に示す書類を正本1部、写し3部をご提出ください。

図 申請書類の識別方法の例

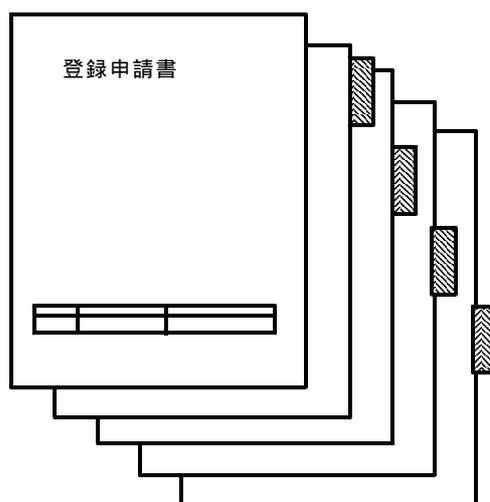


表 1-1 申請に必要な書類

必要な書類		組織形態		
		民法第34条に基づき法人	民法第34条に基づき法人以外の者	
登録申請書 (施行規則様式第 81)		登録申請書		
施行規則第 91 条で規定された添付書類	定款又は寄附行為	添付 1 - 1		
	登記簿謄本	添付 1 - 2		
	事業計画書	添付 1 - 3		
	事業概況書		添付 1 - 1	
	登記事項全部証明書又はこれに類するもの		添付 1 - 2	
	登録を受けようとする第90条第 1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類	添付 2 - 1		
	校正事業に類似する事業の実績を示す書面	添付 2 - 2		
	校正事業を行う組織に関する事項を示す書面	添付 3		
	校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を示す書面	添付 4		
	校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別を示す書面	添付 5		
	校正事業を行う施設の概要を示す書面	添付 6		
	計量器の校正等の実施の方法を定めた書類			
		文書体系図又は文書リスト	添付 7	
		品質マニュアル	添付 8	
		計量器の校正等に使用する設備 (機器等) のトレーサビリティ体系図	添付 9	
	校正手順を記述した書類	添付 10		
	測定の不確かさを記述した書類 (最高測定能力の根拠となるバジェット表を含む)	添付 11		
	計量器の校正等に使用する設備 (機器等) の管理の方法を記述した書類	添付 12		
	証明書発行の方法を記述した書類	添付 13		
	標章の使用方法を記述した書類	添付 14		
	申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第 1項又は法第144条第1項の証明書の写し	添付 15		
計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について (付録参照)		誓約書		
登録免許税の納付を証明するもの (登録免許税納付領収証書)		領収証書		

- 注記：1.添付8,10,11,12,13については、それを規定している書類の全文を添付してください。
- 2.計量器の校正等の実施の方法を定めた書類のそれぞれの書類はいかなる名称でも構いませんが、可能な限り、品質マニュアルについては「品質マニュアル」という名称が含まれるようにしてください。(例：校正事業品質マニュアル)
- 3.計量器の校正等、実施方法を定めたそれぞれの書類が他の文書に含まれる場合は、その書類の識別を明記して下さい。
- 4.表中右欄の は申請時のチェック用にお使いください。
- 5.追加の登録申請時等で、添付書類の内容が既に登録されている範囲の申請書類の内容と変更がない場合は添付書類を省略する旨を記載ください。

表1-2 標準物質生産者が認定国際基準対応サービス申込み時に必要な書類

必要な書類	組織形態	標準物質生産者の認定に必要な書類
<p>[標準物質生産を行う組織に関する事項を示す書面]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の組織図 ・標準物質生産を行う担当部署の位置づけが記述されていること。 ・大きな組織である場合、親事業所全体との関係等が記述されていること。 ・標準物質生産担当部署の組織図 ・最高責任者、品質管理者、技術管理者、生産従事者(の人数)の関係がわかること。 ・組織体系及び責任者名又は役職名が明確に記述されていること。 ・ISOガイド34協力者との関係 ・申請の種類ごとに、以下の工程における協力者の関与の有無が明確に記述されていること。 <ul style="list-style-type: none"> a. 生産計画 b. 物質の製造、調製 c. 均一性試験 / 安定性試験 d. 特性値の測定 e. 特性値の決定 f. 認証値の付与と認証書の発行 g. 物質の取扱いと保管 h. 配布 ・特性値の決定、及び認証値の付与と認証書の発行は、申請者自身が行うように記述されていること。(注：協力者は不可) ・協力者が関与している場合、該当工程ごとに、協力者の名称、所在地が記述されていること。 		
<p>認証責任者及び代理者の氏名、実務経歴</p>		
<p>[標準物質生産に用いる機械等の数、性能、所在の場所、所有の別]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な機械、装置について、次の事項が記述されていること。(注：協力者の保有するものは対象外) ・名称 ・製造者名 ・型式名 ・数量 ・性能 ・製造番号 ・所在の場所 ・所有形態 		

<p>[標準物質生産を行う施設の概要] 次の項目について、図に明示されているか (注:協力者の施設は対象外) 事業所の全体配置図 生産関連施設の規模、見取図、環境条件 主要な生産関連装置等の配置</p>	
<p>[標準物質生産の方法等を定めた書面] 生産手順を記述した書類 (注:ここでいう生産には上記ISOガイド34協力者との関係の欄のa.~f.の工程を含む) 生産設備(機器等)の管理の方法を記述した書類 認証値のトレーサビリティ体系図 認証値の不確かさを記述した書類(バジェット表を含む) 認定シンボルの使用方法を記述した書類</p>	
<p>[認証書の様式] 日本語 英語 両方</p>	

申請書の書き方

1. 申請書様式

JCSSの登録申請書の様式は、施行規則第91条で同規則の様式第81に従うことが規定されています。登録申請書は、この様式に従って申請事業者がワープロ等で作成してください(登録申請書の記載例参照)。独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「認定センター」という)計量標準機関、指定校正機関等では申請書様式を用意していません。

なお、計量器等の校正を行う事業所ごとに作成してください。

2. 申請書の記載事項

2.1 申請者の名称及び代表者の氏名

登録を受けようとする校正事業者の名称及び代表者の氏名を記入し、押印してください。ここでいう校正事業者とは、校正を行う部門が会社の一部である場合、母体となる会社をいい、校正事業を行う部門を記載しても構いません。ただし代表者は母体となる会社の代表権を持つ人物であって、それ以外の人物を代理人として記載する場合には委任状を添付して下さい。

2.2 登録を受けようとする事業の範囲

申請にあたっては、申請書に、登録を受けようとする登録に係る区分、計量器等の区分、種類、校正範囲及び最高測定能力を記載してください(登録申請書の記載例参照)。複数の登録に係る区分を申請する場合は、別紙にまとめて記載しても構いません。

注1:JCSSで登録を取得できる登録に係る区分に対応する計量器等の区分ごとの種類は、認定センターが定める「JCSS登録に係る区分に対応する計量器等の区分ごとの種類を定める規程」に示していますので、そちらを参照してください。

注2:最高測定能力とは、国際度量衡委員会が定めた定義であって、ある測定量(measurand)の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器等の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲内で達成できる測定の最小不確かさをいいます。最高測定能力の表現については、該当する技術的要求事項適用指針がある場合には、それに従ってください。

2.3 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

登録を受けようとする事業所の名称及び所在地を申請書に明記してください。

なお、上記の条件を満たす事業所の単位としては、会社規模、組織、業務分担等により様々

な形態が考えられますが、所在地が複数にまたがる場合等には、一つの事業所と認められない場合がありますので、事前に認定センターに相談して下さい。

2.4 計量法関係手数料令別表第1第12号の適用の有無

登録を受けようとする事業所が施行規則第91条の4に該当する場合は、計量法手数料令別表第1第12号が適用され、登録の基準がJCSSと類似する場合として登録申請手数料の減額措置が受けられます。該当しない場合は「なし」と、該当する場合は「あり」と記載し、該当する場合は計量法施行規則第91条の5に定める書類を添付して下さい。

なお、該当する場合は、事前に認定センターに相談して下さい。

2.5 申請書別紙の書き方

別紙については登録を受けようとする施行規則第90条第1項の区分ごとに作成して下さい。なお、第90条第1項の区分（登録に係る区分）、第90条の2の告示で定める区分（計量器等の区分）については、機構が別途定める名称をそれぞれ記載できるものとします。

また、恒久的施設で行う校正、現地で行う校正については、それぞれその旨を記載して申請いただくことが必要です。同じ計量器等の区分内で恒久的施設及び現地での校正を同時に申請する場合は手数料は計量器等の区分1件として申請することができます。

【登録申請書の記載例 (質量 :はかり及び温度 :接触式温度計の例)】

様式第 81

登 録 申 請 書

平成 17年 10月 1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都渋谷区西原 2 - 49 - 10
 名 称 株式会社 西原計器工業
 代表取締役社長 平賀 勘内 印

計量法第 143条第 1項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録を受けようとする第 90条第 1項の区分並びに第 90条の 2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力
 温度、質量 (詳細は別紙のとおり)
- 2 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地
 名 称：株式会社西原計器工業 渋谷キャリアレーションセンター
 所在地：東京都渋谷区西原 2 - 49 - 10
- 3 計量法関係手数料令別表第 1第 12号の適用の有無
 な し

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列 4番とすること。
 - 2 申請書には、第 91条各号の書類を添えて、正本 1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 - 3 校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件として申請することができる。
 - 4 現に登録された事業所の所在地の変更 (住居表示の変更を除く。) 計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は最高測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。
 - 5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 6 登録の際に、計量法関係手数料令別表第 1第 12号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、第 91条の 5の書類」を具体的に記載し、添付すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注 :備考 2では、「正本 1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。」とありますが、登録事務の効率的実施のため、写し3通のご提出にご協力ください。

様式 81 別紙

登録に係る区分 : 温度
恒久的施設で行う校正

計量器等の区分	種類		校正範囲	最高測定能力 ($k = 2$)
接触式温度計	定点実現装置		水の三重点	2 mK
	抵抗温度計	定点校正法	水の三重点	3 mK (抵抗値を温度に換算した値)
			インジウム点	5 mK (抵抗比を温度に換算した値)
		比較校正法	-40 以上 156 以下	20 mK (抵抗比を温度に換算した値)
	156 を超え420 以下		30 mK (抵抗比を温度に換算した値)	
	指示計器付温度計 (比較校正法)		-40 以上 300 以下	50 mK

登録に係る区分 : 質量
恒久的施設で行う校正

計量器等の区分	種類	校正範囲	最高測定能力 ($k = 2$)
はかり	はかり (電子式非自動はかり)	1 g以上 5 g以下	0.05 mg
		5 g 超 10 g以下	0.05 mg
~~~~~			

## 現地校正

計量器等の区分	種類	校正範囲	最高測定能力 ( $k = 2$ )
はかり	はかり (電子式非自動はかり)	1 g以上 5 g以下	0.08 mg
		5 g 超 10 g以下	0.08 mg
~~~~~			

添付書類の書き方

1. 添付書類の全体構成と作成方法について

施行規則第91条では、申請書に添えて提出すべき書類を規定しています。

登録を受けようとする校正事業者は、本来JIS Q17025 (ISO/IEC 17025)に基づいたマネジメントシステム文書を保有しており、施行規則で要求される添付書類の記載項目の多くはこれらのマネジメントシステム文書に記述されていると思います。したがって、添付書類の効率的な作成のために、施行規則で規定された添付書類にはできる限りマネジメントシステム文書を引用し、表1-1に示されたマネジメントシステム文書等を添付することが良い方法です。

添付書類は下記の記述に従って作成してください。

なお、施行規則第91条に係る添付書類でマネジメントシステム文書等を引用する場合には、原則として以下のいずれかの方法で行ってください。

添付書類中に、引用するマネジメント文書の該当部分を抜粋し記述する。その際、出典(規程等の名称、番号、項目名)を明らかにする。

添付書類中に、引用するマネジメントシステム文書(規定等)の名称、番号等を記載し、引用する文書の全部又は一部を添付する。

認定センター発行の技術文書又は日本工業規格(JIS)を引用する場合には、添付の必要はありません。ISO等の国際規格の場合、別途提出をお願いすることがあります。

2. 添付書類の記載事項について

【民法第34条法人(公益法人)】

(1) 定款又は寄附行為、登記簿謄本、事業計画書(施行規則第91条第1号)

民法第34条の規定により設置された法人にあっては、以下を添付書類として申請書に添付してください。

定款又は寄附行為 [添付1-1]

登記簿謄本 [添付1-2]

事業計画書 [添付1-3]

申請に係る校正事業について、申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画は、原則として、主務大臣に提出したものの写しを添付してください。

なお、翌事業年度の事業計画については、事業計画が未確定の場合は概要を記載した書面とすることができます。

【民法第34条法人以外】

(2) 事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの(施行規則第91条第2号)

民法第34条の規定により設置される法人以外にあっては、次の事項を記載した事業概況書[添付1-1]を作成し、登記事項証明書又はこれに類するもの(例えば、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体は設置規定や組織規定の写し)[添付1-2]とともに申請書に添付してください。

会社名又は団体名若しくは代表者名及び所在地

計量器の校正等を行う事業所の所在地、連絡担当部署及び担当者氏名(電話番号、FAX及びE-メールアドレス)

資本金(法人の場合)

総従業員(総職員)数及び当該校正事業の従事者(職員)数

事業の種類及び内容

年間売上額

申請範囲の校正事業の概要、実施状況(売上又は校正件数等)

ここでは、申請範囲の校正事業の概要として、まず、校正事業全体（申請範囲以外の校正事業を含む）の概要（どのような計量器の校正等を実施しているか）を記述し、その中で申請の範囲を明確にしてください。次に実施状況として校正事業全体の実績（売上又は校正件数）を記述し、申請範囲の校正事業が全事業の実績に占める割合を示してください。

校正事業以外の事業がある場合は、全体の組織体系

この項目に該当する場合は、事業所全体の組織図を添付3の「校正事業を行う組織に関する事項を示す書面」にそれを記載し、ここでは、「校正事業を行う組織に関する事項を示す書面参照」と記述してください。

ただし、添付3で品質マニュアルを引用する場合には、「品質マニュアル 項参照」としても結構です。

(3)登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類（施行規則第91条第4号）[添付2-1]

登録を受けようとする事業の範囲において、適切な技能試験に参加した実績があれば、その結果を示す書類の写しを添付してください。適切な技能試験とは、原則として以下のものをいいます。

・認定センターが実施主体となって行う技能試験

外部の技能試験プロバイダが実施する技能試験。ただし、その運営がJIS Q 0043に適合していることがわかる書面を提出してください（認定センターが承認したものは除く）。

・APLAC等の国際機関が実施する技能試験

・ILAC/APLAC MRA署名認定機関が実施する又は承認している技能試験

なお、その申請分野において適切な技能試験がない、又は技能試験の時期が申請時に利用できない等の理由により技能試験に参加した実績がない場合には、認定センターはできる限り測定監査を実施することで技術能力の確認をします。

(4)校正事業に類似する事業の実績を示す書面（施行規則第91条第6号のイ）[添付2-2]

次の事項を記載した書面を作成してください。

なお、民法第34条法人（公益法人）以外の法人については、添付1の事業概況書に下記の及びの内容が記載されている場合には、この書面では及びは省略して結構です。公益法人については省略しないでください。

校正事業に類似する事業を開始した時期、沿革等

校正事業の沿革を含む事業所全体の沿革を記述してください。その中で、申請範囲の校正事業についても開始時期がわかるように記載してください。事業所のパンフレット等にこれらが記載されている場合には、それを添付しても結構です。

校正事業に類似する事業の実績（最近3年間の種類ごとの校正件数、売上等の詳細）

申請範囲に該当する校正事業の最近3年間の実績（校正件数又は売上）を記載してください。該当する校正事業の実績がない場合は、類似する校正事業の実績を記載してください。

(5)校正事業を行う組織に関する事項を示す書面（施行規則第91条第6号のニ）[添付3]

校正事業を行う組織に関する事項を示す書面を作成してください。(2)のに該当する場合は、まず会社全体及び事業所全体の組織図を示し、その他に申請に係る校正事業部門の組織図を作成してください。事業所全体の組織図では、申請に係る校正事業部門を枠で囲ってください。

校正事業を行う組織に関する事項を示す書面に記載すべき事項は、原則として、次のとおり

とします。

依頼の受付、校正物件の保管、校正事業の実施、証明書の発行等を行う部署に関する名称、組織体系

マネジメントシステムが常に実施され遵守されていることを確実にするため明確な責任及び権限を付与される職員及びその代理人の氏名

校正事業に求められる品質を確保するために必要な技術的業務及び経営資源の支給に総合的な責任をもつ技術管理者(委員会であってもよく、その場合は代表者)及びその代理人の氏名

証明書の発行に責任をもつ者及びその代理人の氏名

品質マニュアルに事業所の組織図等があれば、それを引用しても結構です。

(6)校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を示す書面(施行規則第91条第6号のホ)〔添付4〕

次の事項を記載した書面を作成してください。

品質システム管理者、技術管理者、該当する場合校正証明書発行責任者を含む校正事業に従事する者の氏名、役職又は担当業務、及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した実績(補助者は除くことができる。)

a) 氏名

b) 入社年月日

c) 役職又は担当業務

d) 申請する事業の範囲の計量器の校正又は類似の分野の校正実務経験若しくは校正に関連する研究、開発、試験等に従事した経験の内容及び期間

品質システム管理者、技術管理者及び校正証明書発行責任者並びにこれらの代理人の役職名及び氏名

(7)校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示す書面(施行規則第91条第6号のロ)〔添付5〕

特定二次標準器、特定二次標準物質、常用参照標準、特定二次標準器又は常用参照標準により校正等を行った校正用ワーキングスタンダ-ドほか校正事業に必要な機器(以下「校正用機器」という。)について、次の事項を記載した書面を作成してください。

なお、技術的要求事項適用指針に登録事業者として最低限管理することが望ましい校正用機器を規定していますので、それを参照してください。

校正用機器の名称

製造者名

型式名

数量

性能

製造番号

所有の形態(所有又は借入の識別)

所在場所

特定二次標準器、特定二次標準物質、常用参照標準についてはその校正周期

(8)校正事業を行う施設の概要を示す書面(施行規則第91条第6号のハ)〔添付6〕

登録を受けようとする校正事業を適確に実施するのに必要な校正用機器を設置する施設について、その概要を示す書面を作成してください。

記載すべき事項は、原則として、次のとおりとします。

施設の規模、見取り図及び間仕切り等の有無
 主要な器具等の配置
 各校正室の環境条件等

(9)計量器の校正等の実施の方法を定めた書類(施行規則第91条第5号)

品質マニュアルを頂点とする規程類の引用により次の事項を記載した書類を作成して下さい。

文書体系図又は文書リスト[添付7]

文書管理規程等に文書体系図又は文書リストが含まれている場合には、その部分を添付して下さい。文書管理規程等に含まれていない場合は、新たに作成して下さい。

JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に規定される品質マニュアル[添付8]

品質マニュアルは、別に発行する「試験所・校正機関のための品質マニュアル作成の手引き」を参考にして作成して下さい。品質マニュアルは、全文を添付して下さい。

計量器の校正等に使用する設備(機器等)のトレーサビリティ体系図[添付9]

特定二次標準器又は常用参照標準器を含む、登録に係る校正用機器等のトレーサビリティを明らかにした図面(体系図)を作成して下さい。

トレーサビリティ体系図には、国家計量標準から申請者の特定二次標準器(又は常用参照標準)までのトレーサビリティ体系だけではなく、申請者の特定二次標準器(又は常用参照標準)から想定している被校正器(例:指示計器付温度計)まで含めたトレーサビリティ体系を明確に記載して下さい。この際、特定二次標準器(又は常用参照標準)からワーキングスタンダードを用いて被校正器を校正する場合と、特定二次標準器(又は常用参照標準)から直接、被校正器を校正する場合の両方がある場合は、その体系を明確に記載して下さい。

校正手順を記述した書類[添付10]

校正手順を記述した書類とは、登録を受けようとする校正業務の全ての手順を記述した文書であり、校正の方法が明確に識別できるものです。機器の操作手順書や、作業指示書などはこれに含む必要はありませんが、これらの手順書や指示書が校正の不確かさ等に影響する場合など、申請時に審査用参考資料として提出していただく場合があります。

登録申請に係る全ての校正マニュアル(全文)を添付して下さい。

測定の不確かさを記述した書類[添付11]

測定の不確かさを記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正マニュアルに記載された校正手順に係る不確かさの見積もり方法について記述した文書であり、その中で登録を受けようとする校正の最高測定能力を見積もった方法及び見積もり結果が示されている事が必要です。

登録申請に係る全ての測定の不確かさ評価マニュアル(全文)及びバジェット表を添付して下さい。

計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類[添付12]

計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業に用いる装置、設備等の校正、点検を含む管理の方法を規定する文書です。これには、特定二次標準器(特定二次標準物質)、常用参照標準、ワーキングスタンダード及びそれ以外の測定装置及び/又は設備が含まれます。このマニュアルは、全文を提出して下さい。

なお、特定二次標準器、常用参照標準及びワーキングスタンダードとそれ以外の装置類に関する規程を分けて作成することができますので、その場合は、添付添付12-1、1

2-2などの枝番を付けてください。

証明書発行の方法を記述した書類[添付 13]

証明書発行の方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正証明書の発行手続きを規定した文書です。証明書の再発行及び修正、発行責任者、校正証明書の様式等もこの中に規定することが良いでしょう。この規程は、全文を添付してください。

標章の使用方法を記述した書類[添付 14]

標章の使用方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正証明書に使用する施行規則第94条第2項で規定する標章の使用方法を規定した文書です。

(10)申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し(施行規則第91条第3号) [添付 15]

特定二次標準器、特定二次標準物質の校正証明書(jcss)、常用参照標準の校正証明書(JCSS)の写しを全て提出してください。

(11)標準物質生産者が標準物質生産に必要な書類

標準物質生産者が認定国際基準対応サービスを受けようとする標準物質生産に必要な事項を規定した書類です(表1-2示した書類)。

JCSSの登録申請に必要な書類の作成例に準拠して作成してください。

詳細については、認定国際基準対応サービス申込み時に担当者にご相談ください。

.誓約書の提出について

JCSSでは、登録申請に際して登録要求事項に従うこと、登録審査に協力すること等を誓約する文書「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」を提出することが「JCSS登録の一般要求事項」に定められています。本手引きの付録Aにその様式を添付していますので、これに申請書に記入したものと同一申請者の住所、名称、代表者の氏名を記入し、代表者の印を捺印の上、申請書と一緒に提出してください。

.登録免許税の納付証明書について

平成17年7月1日より、1登録申請ごとに登録免許税を納付する必要があります。登録免許税の納付を証明する書類(領収書)を所定の様式に貼付して提出してください。

.登録申請中の変更届について

登録申請中に申請内容に変更が生じた場合は、対応する変更に係る書類等を添えて、登録申請書訂正願を正本1通、写し3通、提出してください。(登録申請書記載例参照)

.登録更新申請について

登録更新申請については、登録の有効期限の5ヶ月前までに、登録更新申請書(様式81の2)に登録時と同様の書類を添付し、登録申請時と同様の構成で提出してください。

ただし、既に提出されている添付資料の内容に変更がない場合は、その旨を添付書類の表紙にその旨記載して省略することができます。

また、区分の追加のない登録更新申請には登録免許税は課税されませんので、ご注意ください。

附 則

平成19年4月1日から適用する。

付属書A

登録申請書添付書類の作成例

添付書類一覧

- 1 定款又は寄附行為、登記簿抄本及び事業計画書 (施行規則第91条1号)
又は事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの (計量法施行規則
第91条第2号に係る書面) [添付1]
- 2 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を
示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類 (施行規則第91条第4号
に係る書面) 及び校正事業に類似する事業の実績(施行規則第91条第6号
のイに係る書面) [添付2]
2-1 参加した技能試験又は試験所間比較の結果を示す書類
2-2 校正の事業の実績
- 3 校正事業を行う組織に関する事項 (施行規則第91条第6号のニに係る書面)
[添付3]
- 4 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事
した経験を有する場合はその実績 (施行規則第91条第6号のホに係る書面)
[添付4]
- 5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有
又は借入の別 (施行規則第91条第6号のロに係る書面) [添付5]
- 6 校正事業を行う施設の概要を示す書面 (施行規則第91条第6号のハ) [添付6]
- 7 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類 (施行規則第91条第5号)
[添付7~14]
- 8 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1
項の証明書の写し(施行規則第91条第3号) [添付15]
- 9 計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について
- 10 登録免許税の納付を証明する書類

【民法第34条法人(公益法人)】

添付1 定款又は寄附行為、登記簿抄本及び事業計画書 (施行規則第91条1号に係
る書面)

- 添付1-1 定款又は寄附行為
添付1-2 登記簿謄本
添付1-3 事業計画書

} 例示を省略

事業概況書の作成は必要ありません。

【民法第34条法人以外】

添付1-1 事業概況書 (計量法施行規則第91条第2号に係る書面)

会社名又は団体名、代表者名及び住所	株式会社 西原計器工業 代表者 西原 一郎 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10
計量器の校正等を行う事業所の所在地 連絡担当部署及び担当者氏名	〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 TEL 03-3481-1942 FAX: 03-3481-1937 E-mail kosei-taro@××× (株)西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター 温度計校正課長 校正 太郎
資本金 (法人の場合)	225,000千円 (平成19年4月1日現在)
総従業員 (総職員) 数	250名 (臨時職員含む)
当該校正事業の従事者 (職員) 数	渋谷キャリブレーションセンター: 15名 温度計校正課: 7名
事業 (全体) の種類及び内容	測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の製造、販売、修理、校正サービス
年間売上額	約3,567,000,000円 (平成18年度実績)
申請範囲の校正事業の概要、実施状況 (売上又は校正件数) 等	測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の校正事業 (申請範囲 水の三重点セル、白金抵抗温度計及び指示計器付温度計の校正) (売上) 平成18年度実績 校正事業全体 約30,000,000円 申請範囲 約15,000,000円
校正事業以外の事業がある場合の全体の組織体系	校正事業を行う組織に関する事項を示す書面参照。 (添付3)

添付1-2 登記事項証明書又はこれに類するもの

例示を省略

添付2 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類(施行規則第91条第4号に係る書面)及び校正事業に類似する事業の実績(施行規則第91条第6号のイに係る書面)(添付2)

添付2-1 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類

JCSSの技能試験等に参加している場合は、その報告書又は証明書を添付してください。参加がない場合は認定センターにご相談ください。

- 例示を省略 -

添付2-2 校正事業に類似する事業の実績

2.2.1 校正事業に類似する事業を開始した時期、沿革等

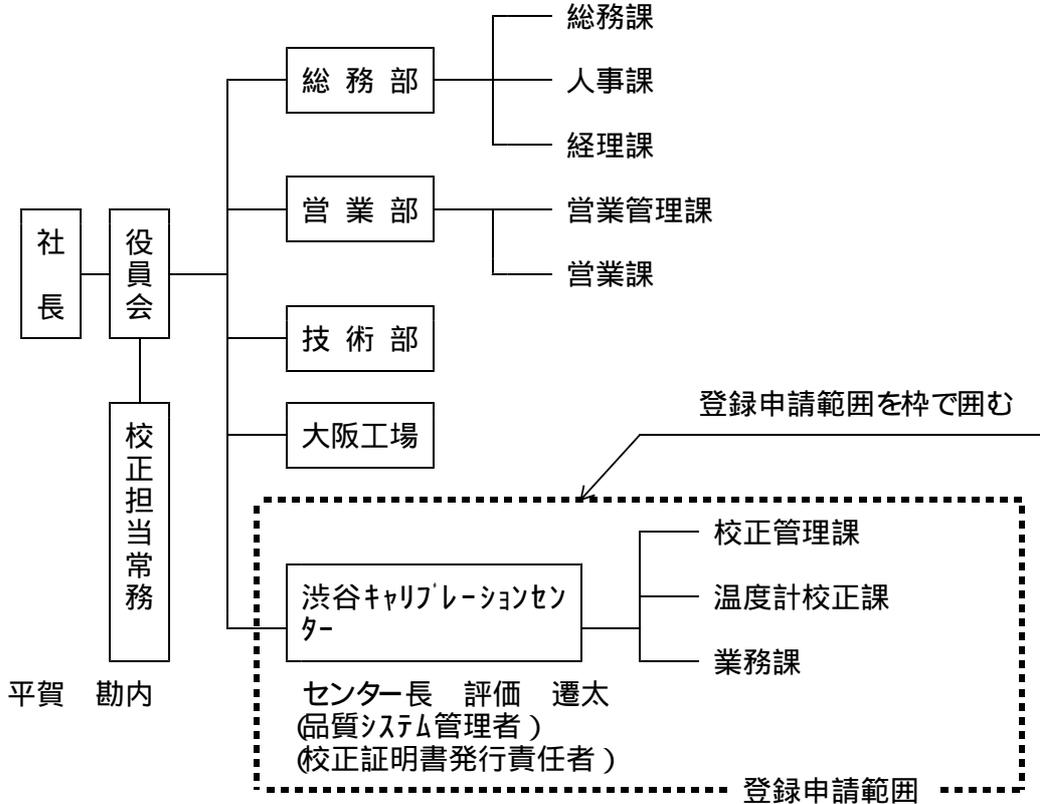
1967年4月 (有)西原計器設立 熱電対の製造、販売開始。
 1970年 測温抵抗体の製造、販売開始。
 1975年 技術部に校正課を設置。自社製品温度計校正サービス開始。
 1985年 (株)西原計器工業となる。指示計器付温度計の製造、販売開始
 1995年 機構改革により、技術部校正課を母体として渋谷キャリブレーションセンターを設置。自社製品に限らず測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の校正サービスを開始、現在に至る。

2.2.2 校正事業に類似する事業の実績(最近3年間) (件数)

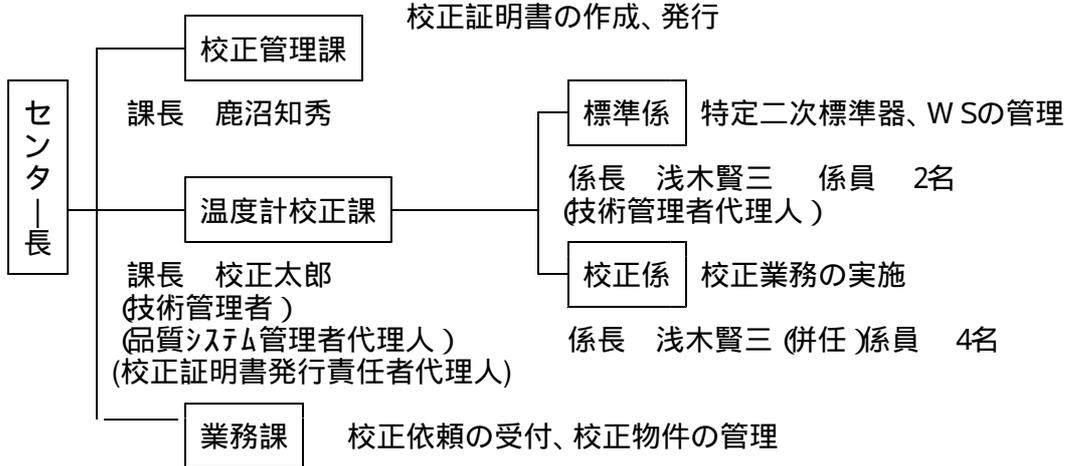
事業の区分及び種類		平成16年度	平成17年度	平成18年度
温度	測温抵抗体	25	20	5
	指示計器付温度計	50	60	20
	熱電対	150	250	84
	その他	10	15	5

添付3 校正事業を行う組織に関する事項 (施行規則第91条第6号の二に係る書面)

3.1 会社(事業所)組織図



3.2 事業所組織図 (渋谷キャリブレーションセンター)



課長 入来 卓
事業所の品質マニュアル、組織規程、業務分掌規定等に上記情報が含まれている場合にはそれを参照しても構いません。

添付4 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績（施行規則第91条第6号のホに係る書面）

4.1 校正事業に従事する者の氏名及び業務実績

氏名	入社年月日	役職又は 担当業務	申請に係る校正事業の類似の事業従事実績	
			従事期間	従事の実績
評価遷太	1975.4.1	品質システム管理者 校正証明書 発行責任者	'75 ~ '84	技術部温度計開発課に所属。シーズ型測温抵抗体の開発に従事。低温用熱電対、定点黒体炉の製品開発等にも従事。
			'85 ~ '92	技術部校正課に所属。高温用熱電対の定点炉、放射温度計を用いた校正方法の研究に従事。自動計測学会で論文発表。
			'92 ~ '94	技術部温度計開発課長として開発研究の指導。
			'95 ~ '97	渋谷キャリブレーションセンター温度計校正課長として渋谷キャリブレーションセンターの品質システム構築。
			'98	渋谷キャリブレーションセンター長に就任。
校正太郎	1980.4.1	技術管理者 品質システム 管理者代理 校正証明書 発行責任者 代理	'80 ~ '85	技術部校正課に所属。熱電対及び指示計器付温度計の校正を行う。また、白金測温抵抗体の校正システム開発に従事。
			'86 ~ '91	技術部温度計開発課に所属。工業用白金測温抵抗体の開発に従事。白金測温抵抗体の構造研究に係る論文を発表。
			'92 ~ '94	熱電対JIS改正原案作成委員会に委員として参加。JIS C 1602, C 1605等の審議を行う。
			'95 ~	渋谷キャリブレーションセンター温度計校正課に所属。各種温度計の校正システムの改良、定点実現装置の評価及び校正システムの開発を担当。
浅木賢三	1985.4.1	温度計校正 課標準係長 技術管理者 代理	'85 ~ '92	技術部校正課に所属。熱電対、指示計器付温度計、工業用白金測温抵抗体等の校正業務に従事。
			'93 ~ '94	標準係長として校正システムの標準類の管理を担当。
			'95 ~	渋谷キャリブレーションセンター温度計校正課に所属。標準係長及び校正係長を兼務。
遠山和美	1987.4.1	温度計校正 課/白金測 温抵抗体校 正担当	'87 ~ '92	技術部校正課に所属。熱電対、指示計器付温度計、工業用白金測温抵抗体等の校正業務に従事。
			'93 ~	渋谷キャリブレーションセンター温度計校正課に所属。工業用白金測温抵抗体等の校正業務に従事。

添付4 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績(施行規則第91条第6号のホに係る書面) 続き

4.2 品質システム管理者、技術管理者、校正証明書発行責任者

	正		代理人	
	役職	氏名	役職	氏名
品質システム管理者	渋谷キャリアブレーションセンター長	評価 遷太	温度計校正課長	校正 太郎
技術管理者	温度計校正課長	校正 太郎	温度計校正課標準係長	浅木 賢三
校正証明書発行責任者	渋谷キャリアブレーションセンター長	評価 遷太	校正管理課長	校正 太郎

添付5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別（施行規則第91条第6号の口に係る書面）

5.1 申請範囲に係る特定二次標準器

名称	構成 品	数 量	製 造 者 名	型 式	製 造 番 号	性 能	所 在	所 有	校 正 周 期
水の三重点 実現装置	セル	1	社	AB0 3	1122	安定性0.05 mK 再現性0.05 mK	校正 室	所有	1 年
白金抵抗温 度計	PT (25)	1	社	1234 SA	2233	安定性 1.0 mK (In点)	同上	所有	2 年

5.2 申請範囲に係るワーキングスタンダード

名称	構成 品	数 量	製 造 者 名	型 式	製 造 番 号	性 能	所 在	所 有
水の三重点 実現装置	セル	2	社	AB0 3	1123, 1124	安定性0.05 mK 再現性0.05 mK	校正 室	所有
水銀点実現 装置	セル	1	社	Hg0 1	3456	安定性0.10 mK 再現性0.05 mK	同上	所有
インジウム点 実現装置	セル	1	×× 社	In23	4567	安定性0.10 mK 再現性0.05 mK	同上	所有
スズ点実現 装置	セル	1	社	Sn8 9	5678	安定性0.10 mK 再現性0.05 mK	同上	所有
亜鉛点実現 装置	セル	1	社	Zn4 5	7890	安定性0.15 mK 再現性0.10 mK	同上	所有
白金抵抗温 度計	PT (25)	4	社	1234 SA	2234, 2235, 2236, 2237	再現性 1 mK (In点) 自己加熱 2mK未 満	同上	所有
	PT (100)	2	社	2356 IA	9981, 9982	再現性 2 mK (In点) 自己加熱5 mK未 満	同上	所有

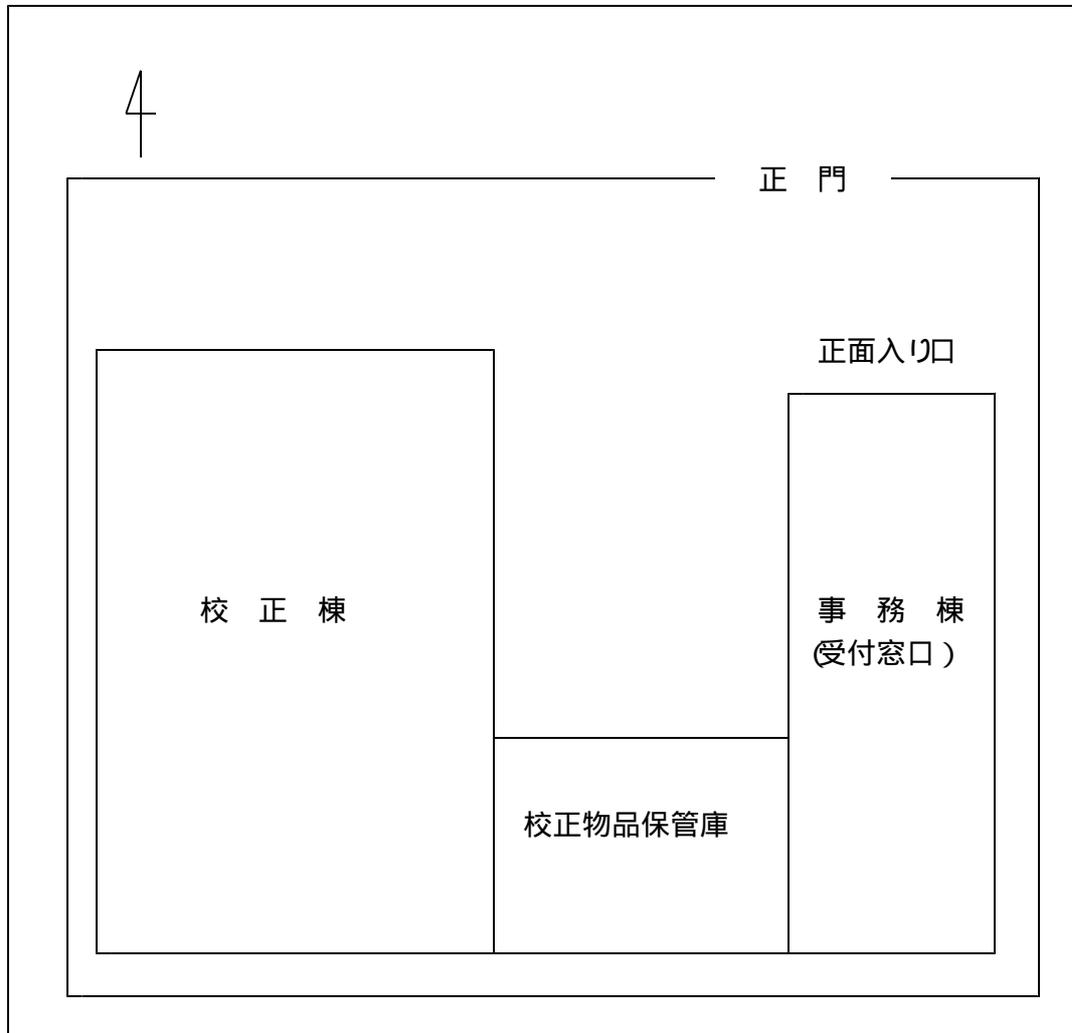
添付5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別 (施行規則第91条第6号の口に係る書面) 続き

5.3 校正用機器

名称	構成品	数量	製造者名	型式	製造番号	性能	所在	所有
標準抵抗器	1	2		2501	1357, 1358	経年変化 2 μ / 年/年以下 不確かさ 2.5 μ 以下 温度係数 3 μ / 以下 負荷係数 2 μ 以下	校正室	所有
	10	2		2510	2468, 2469			
	100	2		2100	1478, 1479			
	保温槽	1			1480	制御温度 25 \pm 0.05		
交流抵抗ブリッジ	本体	1	× × ×	G-18	1301	不確かさ 0.2 μ / 以下 分解能 0.01 μ /	同上	所有
	スイッチボックス	1		125-1	1502			
	ドライバ	1		159	1703			
高精度温度指示計 (デジタルマルチメータ)		1	×	1137 A	57908 0	校正の不確かさ 1.0 μ V	同上	所有
水の三重点保持装置		1	× × 社	CD12	2234	再現性 2 mK	同上	所有
水銀点保持装置 (低温用定点装置)		1	×	AA01	1135	プラト-持続時間 12時間以上	同上	所有
定点保持装置 (定点炉)		3	×	ABC1 23	1565, 1576, 1587	プラト-持続時間 6時間以上	同上	所有
記録用パソコン		1	×	77AA	9981	300 MHz HDD 4GB	同上	所有

添付 6 .校正事業を行う施設の概要を示す書面 (施行規則第 91条第 6号の八)

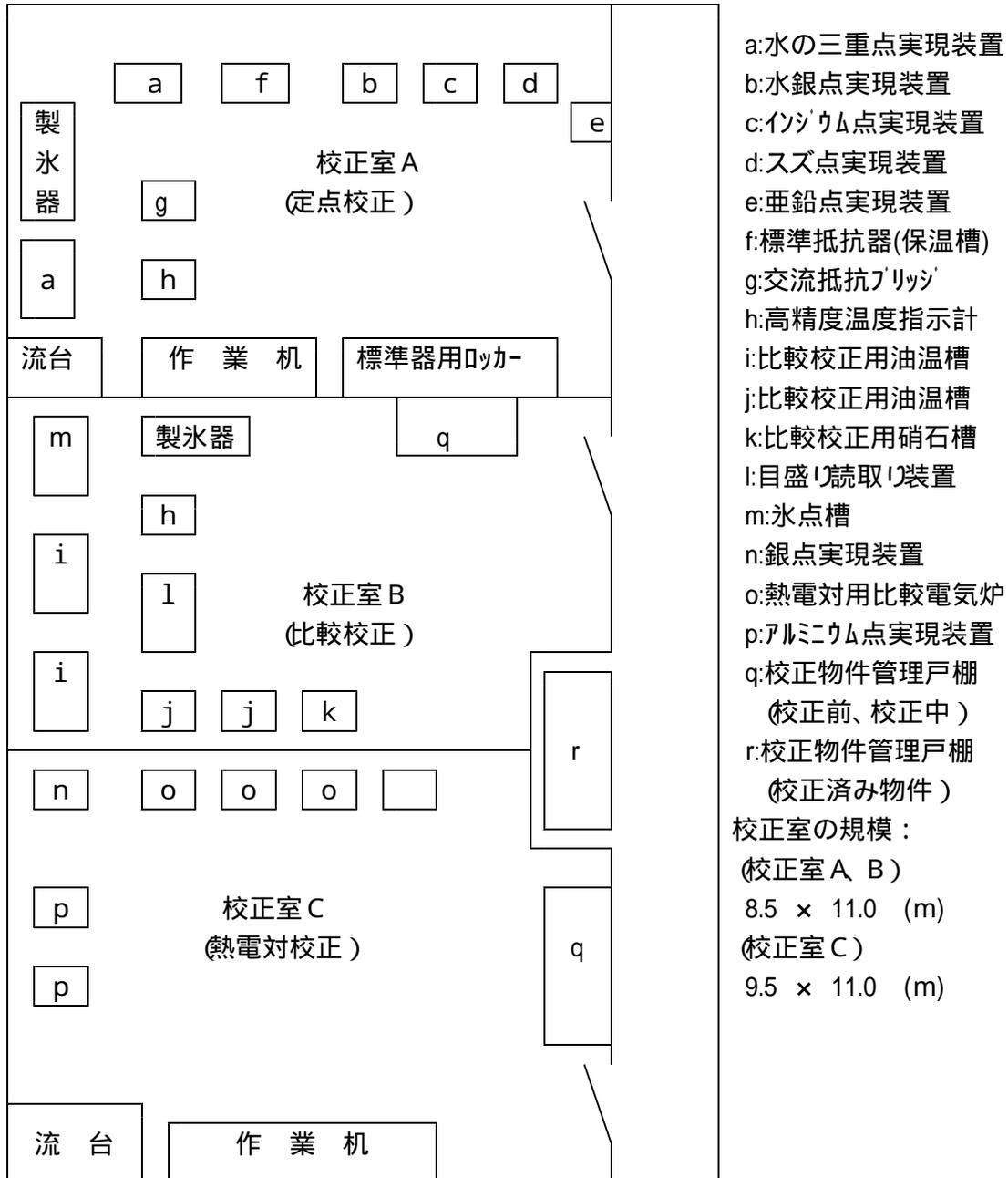
6.1 渋谷キャリアレーションセンター見取り図



見取り図には、概略寸法を記入してください。

添付 6 校正事業を行う施設の概要を示す書面 (施行規則第 91条第 6号の八)

6.2 校正棟見取り図



6.3 校正室等の環境条件

校正室	温度	湿度
校正室 A	23 ± 2	65 % ± 10 %
校正室 B, C	23 ± 5	65 % ± 20 %

登録申請書訂正願の記載例

登録申請書訂正願

平成17年12月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所 東京都渋谷区西原2-49-10

名称 株式会社 西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勘内 印

平成17年10月1日付けで下記1.のとおり登録事業者の登録の申請をしましたが、下記2.のとおり申請書記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。

記

1.申請内容

登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力

温度、質量 (詳細は別紙のとおり)

計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

名称：株式会社西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター

所在地：東京都渋谷区西原2-49-10

2.変更内容

(1)変更事項 認定を受けようとする事業所の名称の変更

旧	新
渋谷キャリブレーションセンター	東京キャリブレーションセンター

(2)変更理由

組織変更に伴う申請事業所の名称変更による

付 録

計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター 殿

登録申請者 住 所
名 称
代表者名

印

計量法第143条第1項の規定に基づく登録の申請を行うにあたっては、下記の事項に従うことを誓約します。

記

1. 計量法第8章関係法令 告示の規定を遵守し、公正で誠実な事業を維持すること。
2. 常に、JIS Q17025 (ISO/IEC17025)及びISO/IEC 17011の関係条項に適合すること。
3. 計量法第8章関係法令 告示並びにJIS Q17025 (ISO/IEC17025)及びISO/IEC 17011の関係条項に基づき認定センターが定めた要求事項 (定められた手数料の支払い及び量別の技術基準等の技術的要求事項を含む。)に適合すること。
4. 登録されていることに言及する場合は、登録された事業の範囲内で行う校正業務についてのみ主張すること。
5. 認定センターの信用を落とすような方法で登録を引用しないこと。また、認定センターが、誤解を招くと判断する、又は、認めていない内容の登録に関するいかなる表明もしないこと。
6. 登録が失効、一時停止され、又は、取り消された場合、直ちに登録の引用を含む広報物の使用を停止すること。
7. 登録が取り消された場合、速やかに登録証を認定センターに返納すること。
8. 認定センターによって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で登録を利用しないこと。
9. 校正証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことがないように努めること。
10. 校正証明書への標章及び登録の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における登録の引用方法は、認定センターが別に定める「JCSS登録の一般要求事項」の規定に従うこと。
11. 登録の要件への適合性を認定センターが確認のため実施する審査、立入検査及び苦情の解決を目的とする文書の検査、すべての校正区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見などにおいて、必要な便宜を図り協力すること。
12. 認定センターから登録の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措置の完了を知らせること。